

三豊市農業委員会6月定例総会議事録

令和4年6月20日午後1時30分より、三豊市農業委員会6月定例総会を三豊市危機管理センター 301・302会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 29名(農業委員23名、農地利用最適化推進委員6名)

【農業委員】

(出席○・欠席ー)

1番	堀江 博	○	2番	岡根 譲	○	3番	石井 徳和	○
			5番	奈尾 正敏	○	6番	近藤 省三	○
7番	香川 政雄	○	8番	秋山 正伸	○	9番	大橋 正幸	○
10番	糸川 正	○	11番	三宅 幸一	○	12番	前谷 晃年	○
13番	丸岡 祐二	○	14番	安藤 弘	○	15番	長堀 和行	○
16番	藤川 剛	○	17番	菅 充司	○	18番	石原 剛	○
19番	組橋 進	○	20番	河田 進	○	21番	岡崎 和朗	○
22番	宮崎 和代	○	23番	吉田 由紀	○	24番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

5番	近藤 康正	○	9番	豊嶋 秀公	○	24番	山本 定	○
33番	前川 祐介	ー	43番	池北 哲	○	51番	鈴木 敦士	○
65番	杉山 保幸	○						

2. 署名委員

10番 糸川 正
20番 河田 進

3. 傍聴人

なし

4. 事務局の出席者

事務局長 片桐 伸尚
事務局次長 岡崎 英司
主任 菅原 雅慶
主任 大井 要平

5. 書記

会計年度任用職員 山地 茉理子

6. 議題

議案第1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について
議案第6号 農地改良に係る届出の件について
議案第7号 非農地証明願いの件について
議案第8号 非農地通知の件について
議案第9号 農用地利用集積計画の件について
議案第10号 三豊市農地利用最適化推進委員の辞任について
その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会6月定例総会の開会にあたりまして、堀江会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆様、こんにちは。今日は定例総会ということで大変お忙しい中お集り頂きありがとうございます。コロナの方は少し落ち着いてきたかと思いますが、まだまだ油断できない状況です。秋になると色々なものが値上がりするようで生活が苦しくなることがテレビで流れております。農業に関係する一員として自分の国の食糧をできるだけ作れるような状態を保つことが我々の使命かと思えます。新しい後継者がでてこない状態かと思えますが、頑張っけて繋いでいただければと思えます。今日の議案の案件はそんなに多くはないですが、スムーズに進行できるようにご協力お願い致します。

事務局長 ありがとうございます。ただいまの出席農業委員は23名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

今日は、「感染警戒対策期」であることを受け、引き続き定例総会においても入室前の手指の消毒やマスクの着用をお願いしております。また、座席の配置を変更し、会議中は換気のため窓を開放します。会議時間を短縮するため通常より簡潔に議案説明をいたします。分かりにくいところなどありましたら、説明後に質問をお願いいたします。また本日出席いただいている推進委員さんにおいては提出された意見を述べることは差支えありませんが、裁決には参加できませんのでよろしくお願い致します。それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長にお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会6月定例総会を開会いたします。最初に、本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号10番 糸川 正委員さんと、20番 河田 進委員のご両名をお願いいたします。本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔議案第1号 番号1号から番号20号を朗読〕

以上20件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔なしの声あり〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号20号の20件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。次に進ませていただきます。7ページを開いてください。議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。番号7号の案件については、議事参与となりますので、関係する委員については退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」番号7号の議案説明をさせていただきます。

〔議案第2号 番号7号を朗読〕

以上1件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくようお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

13番 番号7号について説明します。譲渡人は県外に在住しており今回も複数の農地をまとめて処分したいと不動産会社を通じて譲受人と売買が成立しました。水利関係も了解を得ていて周辺農地へ問題もありません。ご審議お願い致します。

議長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑には入ります。みなさんご質問ございませんか。

一同 〔なしの声あり〕

議長 ないようでございますので、議案第2号「農地法第3条第1項の規定により許可申請の件について」の番号7号についてお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 〔異議なしの声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地法第3条第1項の規定により許可申請の件について」の番号7号は、許可することと決定致します。ここで関係する委員さんの入室を許可します。

審議を続けます。議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」番号1号から番号6号、番号8号から17号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号の番号1号から番号6号、番号8号から17号議案説明をさせていただきます。

〔議案第2号 番号1号から番号6号、番号8号から17号を朗読〕

以上16件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

- 議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。
- 5番 番号1号について説明します。譲渡人と譲受人は他人です。今回譲渡人が農地を処分したいということと経営拡大したいという譲受人が一致した状況です。譲受人はキャベツ栽培をしております。現地を確認したところ3筆とも維持管理しており農地の管周辺農地へ問題ありません。ご審議お願い致します。
- 6番 番号2について説明します。譲渡人の農地は長年作物の栽培をされておらず一部を譲受人が家庭菜園をしていました。農地は譲受人の住宅に隣接しており、譲渡人から買ってほしいと相談があり売買が成立しました。現地を確認しましたが問題ありません。譲受人は常時農業をされており、問題ありません。ご審議お願い致します。
- 8番 番号3号について説明致します。譲渡人は高齢により作付けしていませんでした。譲受人から昨年田を貸してくれないかというのが始まりで今回売買の契約が成立しました。譲受人は従事農業をされておりなんの問題ありません。ご審議お願い致します。
番号4号について説明します。譲渡人と譲受人の関係は先代の頃からあるようです。以前栽培をされていた方と代替わりしたところ、今回の契約が成立しました。現況は綺麗に管理されておりなんの問題ありません。
- 9番 番号5号について説明させていただきます。譲渡人は労力不足で農地の処分を始めております。今回は譲受人が同じ自治会ということで話がすすみ契約が成立しました。なんの問題もないと思いますのでご審議よろしくお願致します。
- 2番 番号6号について説明します。農地は現在も譲受人が作付けしており今回の売買が成立しました。譲受人は水稻を沢山作っており管理もできております。なんの問題ありません。ご審議お願い致します。
- 14番 番号8号、9号について説明します。8号については譲渡人と譲受人は特に関係することはありません。番号9号については、譲渡人とは10年程前から貸借関係があり今回売買が成立しました。現地を確認したところ8号、9号ともにすぐにでも栽培できる状態です。
番号10号について説明します。譲渡人と譲受人は10年近く前から貸借関係があり、同じ自治会です。営農状況は問題なく現地も問題ありません。
番号11号について説明します。譲渡人と譲受人の農地は隣合わせです。現地はいつでも栽培できる状態です。
番号12号について説明します。譲渡はみかん等を栽培しており現地も農地として問題ないと思われま。ご審議お願い致します。
- 18番 番号13号について説明します。譲渡人が遠方であるため農地の管理ができなくなり手放したいということで譲受人と話がまとまりました。今は管理されており問題ないです。

番号14号ですが、譲渡人は高齢で持っている農地を処分していつている状況で、譲受人と話がまとまりました。譲受人は野菜を中心に作付けしており、今後も野菜の栽培を中心に作られる予定です。

- 17番 番号15、16号について説明します。農地は隣りあっており近隣や水利組合の了解も得ています。周辺農地への影響もなく問題ないと思われるので、ご審議お願い致します。
- 19番 番号17号について説明します。譲渡人と譲受人は他人です。畑が隣通しで管理者が耕作しなくなったため売買の話になりました。譲受人は高齢ですが、息子さんが手伝ってくれて行っています。問題ないと思われまのでご審議お願い致します。
- 議長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。
- 一同 [なしの声あり]
- 議長 ないようでございますので、議案第2号「農地法第3条第1項の規定により許可申請の件について」の番号1号から番号6号、番号8号から17号をお諮りします。ご異議ございませんか。
- 一同 [異議なしの声あり]
- 議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号6号、番号8号から17号は、適当と認め許可することと決定いたします。次に進ませていただきます。
13ページをお開きください。議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。
- [議案第3号 番号1号から番号10号を朗読]
- なお、農地区分につきまして番号6号は、三豊市山本支所から300m以内にあり、第3種農地に該当します。また、番号7号の一部は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、「住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」であり、不許可の例外に該当します。その他は全て第2種農地であります。本件につきましては、営農条件および市街地化の状況から判断すると立地基準と、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断する、一般基準に適合していると思われまので、ご提案申し上げます。よろしくご審議のほど、お

お願い申し上げます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから説明をお願いします。

7 番 番号3号の説明をいたします。申請人は水稻を作っており、農地は日当たりが悪く水稻の生育が悪い状態が続いておりました。この度、業者の勧めで共同住宅を建設することとなりました。ご審議よろしくお願い致します。

番号5号の説明を致します。ここにはすでに建物が建っており、申請人が農地転用の手続きをされずに建物が建っていた為、このたびの申請に至りました。農地としての要素は全くありません。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 担当委員さんからの説明が終わりました。何かご質問はございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号10号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号10号は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませさせていただきます。17ページをお開きください。議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」のご説明を申し上げます。

[議案第4号 番号1号から番号17号を朗読]

なお、農地区分につきましては、番号1号、番号10号、番号13号、番号14号及び番号15号の一部は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、そのうち番号1号、番号10号、番号13号は、「住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」であり、不許可の例外に該当します。

また、番号14号は、第1種農地の面積が申請事業の土地の3分の1を超えないため、不許可の例外に該当します。また番号15号は、「仮設工作物その他一時的な利用に供する場合」であり、不許可の例外に該当します。その他は全て第2種農地であります。以上17件につきましては、営

農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします。

3 番 番号1号について説明致します。譲受人は清掃会社を運営しており、今回事業が整い駐車場を探しており今回の話がまとまりました。ご審議お願い致します。

7 番 番号4号の説明をいたします。譲渡人がこの度、住宅会社である譲受人に販売するため申請となりました。隣接農地への問題もありません。

番号5号の説明をいたします。先程の4号の譲渡人が住宅会社に販売するにあたり、隣の住人である境界の農地の一部を無償で譲渡する申請です。ご審議のほどよろしくお願い致します。

1 1 番 番号9号について説明致します。譲受人は車両置き場を拡張したいということで、譲渡人にお話ししたところ話がまとまりました。周辺農地への問題もありません。ご審議お願い致します。

2 番 番号10号について説明をします。駐車場を拡張したいということで申請となりました。周辺農地への問題もありません。ご審議お願い致します。

1 3 番 番号13号について説明をします。以前から会社の資材置き場として利用されており無断転用ということで今回の申請になりました。近隣についてもなんの問題もありません。

番号15号の説明をいたします。工事が期間中に終わらず今回契約延長の申請がありました。問題ありません。

番号16号の説明をいたします。こちらは無断転用解消の申請です。周辺農地への問題もありません。ご審議お願い致します。

議 長 担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号17号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号17号の17件については適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませさせていただきます。22ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条1項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といた

します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」の番号1号につきまして、ご説明申し上げます。

[議案第5号 番号1号を朗読]

なお本件につきましては、農地区分第2種農地に該当します。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員さんの説明はございませんので、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」の番号1号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」の番号1号の1件については適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。23ページをお開きください。議案第6号「農地改良に係る届出の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号「農地改良に係る届出の件について」の番号1号につきまして、ご説明申し上げます。

[議案第6号 番号1号を朗読]

農地改良とは、切土や盛土をするなど形質の変更を行い、優良な農地に改良することです。規模や事業の内容によって届出が必要となっています。本件につきましては、生産性向上のため、良質土を用いた盛土及び切土による整地を行いたい旨の内容となっております。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員さんの説明はございませんので、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第6号「農地改良に係る届出の件について」の番号1号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって議案第6号「農地改良に係る届出の件について」の番号1号の1件については適当と認め届出を受理したいと思います。

次に進ませていただきます。24ページをお開きください。議案第7号「非農地証明願いの件について」事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号「非農地証明願いの件について」の説明をさせていただきます。

[議案第7号 番号1号から番号3号を朗読]
よろしくご審議お願い致します。

議長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

3番 番号1号について説明します。現地を確認しましたが、現在の農地への進入路として使われています。非農地として問題ないと思います。ご審議お願い致します。

6番 番号2号について説明します。現地を確認したところ、問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願い致します。

12番 番号3号について説明します。家を建てるところの隣接する田について、測量をした結果、悪水路としてそのまま使用した方がよいということになりました。非農地証明ということになりました。ご審議お願い致します。

議長 担当委員の説明は以上です。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第7号「非農地証明願いの件について」についてご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号「非農地証明願いの件について」番号1から番号3の3件につきましては、適当と認め非農地証明書を交付することに決定します。それでは次に進ませていただきます。25ページをお開きください。議案第8号「非農地通知の件について」事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号「非農地通知の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第8号 番号1号、番号2号を朗読]

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

1 3 番 番号1号について説明します。位置図と構図をご覧ください。現地は、荒れた農地であり農地復帰は困難だと思います。ご審議お願い致します。

1 7 番 番号2号について説明します。位置図と構図をご覧ください。現地を確認しましたが、すでに山林のような状態になっております。ご審議お願い致します。

議 長 担当委員の説明は以上です。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第8号「非農地通知の件について」についてご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第8号「非農地通知の件について」番号1、番号2の2件につきましては、対象地を農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。

それでは次に進ませていただきます。26ページをお開きください。議案第9号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第9号「農地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては農業経営基盤強化促進法の第18条第1項の規定に基づき農業委員会の決定が求められています。26ページから60ページまでの農業者相互の貸借権の決定については件数66件、面積11.82ヘクタールでございます。また農地中間管理機構をかえした一括法式による貸借につきましては61ページから71ページまでとなっております。農地の管理者から、香川県農地機構への貸付と、農地機構から耕作者の転貸を一括して掲載しております。耕作者に転貸する件数は19件であり、面積は4.31ヘクタールとなっております。以上利用権の設定81件の申し出につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件にあります全てにおいて耕作の事業を行うこと、耕作の事業に必要な作業に常時従事すること、対象農地を効率的に利用することができることと、3つの要件を満たしております。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問ありませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので、議案第9号「農用地利用集積計の件について」はお諮りをいたします。ご異議ございませんか？

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第9号「農用地利用集積計画の件について」は85件すべて適当とみとめ決定と致します。

次に進ませていただきます。72ページをお開きください。

議案第10号「三豊市農地利用最適化推進委員の辞任について」事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第10号「三豊市農地利用最適化推進委員の辞任について」の説明をさせていただきます。

[議案第10号 を朗読]

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第10号「三豊市農地利用最適化推進委員の辞任について」について、辞任の届出を同意することよろしいでしょうか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第10号「三豊市農地利用最適化推進委員の辞任について」は辞任の届出を同意することに決定いたします。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

1. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について(通知)
2. 農業委員会の適正な事務実施について
3. 農業委員会定例総会議案説明について
4. その他

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名捺印する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

(1) 7月定例総会について

日 時 令和4年7月20日(月)午後1時30分
場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30~16:00】

相 談 日	開 催 場 所	相 談 委 員	
7月7日(木)	危機管理センター 1階 打合せコーナー1	高瀬町: 奈尾正敏	高瀬町: 石井徳和
		山本町: 糸川 正	財田町: 岡崎和朗

(3) 今後の予定

月 日	会 議 名 等	開 催 場 所
7月15日(金) 午後1時30分~	令和4年度農地利用最適化推進 活動研修会	みとよ未来創造館3階 大ホール

閉 会 【 午後 3時30分 】